

平成28年3月2日

国土交通省四国地方整備局

『第2回 長安口ダム貯水池機能保全技術会議』を開催します**～ 長安口ダムの今後の堆砂対策を提示 ～**

長安口ダムにおける貯水池機能の保全に向けて、学識者・専門家により長安口ダムにおける貯水池機能保全対策の実施内容を検討するとともに堆砂除去土砂の下流河川還元の影響等について、技術的見知から明らかにするため、平成27年11月11日に「長安口ダム貯水池機能保全技術会議」が発足しました。

「第2回 長安口ダム貯水池機能保全技術会議」は下記により開催します。今回は、長安口ダムにおける恒久的な堆砂対策及びその影響の抽出について提示し、今後の長安口ダムの貯水池機能保全対策をまとめる予定です。

日時：平成28年 3月 9日（水） 9:30～11:30

場所：アスティとくしま（徳島県立産業観光交流センター）

3階 第1特別会議室

徳島県徳島市山城町東浜傍示1番地1 TEL 088-624-5111

内容：別紙のとおり

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 河川部 河川計画課

電話（087）851-8061

課長 菊田 一行（内線3611）

◎ 課長補佐 柳 忠和（内線3616）

◎主たる問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所

電話（0884）22-6461

副所長 福島 奨（内線204）

開発工務課長 白川 豪人（内線321）

第2回 長安口ダム貯水池機能保全技術会議

日時：平成28年 3月 9日（水）

場所：アスティとくしま 3階 第1特別会議室

【議事次第】

1. 開会
2. 開会挨拶
3. 議事
 - (1) 長安口ダム貯水池機能保全対策レポート（中間報告）
 - (2) 長安口ダムの恒久的な堆砂対策
 - (3) 長安口ダムの恒久的な堆砂対策の影響の抽出
 - (4) その他
4. 閉会挨拶
5. 閉会

長安口ダム貯水池機能保全技術会議 委員

- 長田 健吾 阿南工業高等専門学校
創造技術工学科建設コース 准教授
- 萱場 祐一 国立研究開発法人 土木研究所 水環境研究グループ
河川生態チーム 上席研究員
自然共生研究センター長
- 河口 洋一 徳島大学大学院
ソシオテクノサイエンス研究部 准教授
- 櫻井 寿之 国立研究開発法人土木研究所 水工研究グループ
水理チーム 主任研究員
- 服部 敦 国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部
河川研究室 室長
- 松田 春菜 四国大学 学修支援センター 助教
徳島大学大学院
ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部 特別研究員
- 武藤 裕則 徳島大学大学院
ソシオテクノサイエンス研究部 教授
- 湯城 豊勝 阿南工業高等専門学校 名誉教授

五十音順 敬称略

事務局：国土交通省 四国地方整備局 河川部 河川計画課

【窓口】国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所 開発工務課

「長安口ダム貯水池機能保全技術会議」

報道関係者への御願い

(取 材)

- 1) 委員会を取材しようとする者は、会場に入室する前に受付において「報道関係者受付簿」に必要事項を記入し、「報道」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 報道関係者は、会場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ① 報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
 - ② ビデオ・カメラ等の撮影位置は事務局席までとし、冒頭挨拶以後は、それより前列には立ち入らないで下さい。ただし、冒頭挨拶時はこの限りではありません。
 - ③ 円滑な運営を図るため、ビデオ・カメラ等の撮影は、議事進行の妨げとならないよう配慮をお願いします。
- 3) 委員長は、報道関係者が前項に掲げる事項を遵守しない時は、報道関係者を退場させることがあります。委員長が退場を指示した時は、速やかに退場して下さい。

(公開・公表)

- 4) 委員会の公開・資料公表等の取り扱いについては、以下のとおりお願いします。
 - ① 本委員会では、重要種の生息場所が特定できるような事項及び今後の工事契約手続きの公平性に関する事項などについて審議することが予想されますが、これらは報道内容に含まないよう配慮をお願いします。
 - ② 希少動植物の保護及び今後の工事契約手続きの公平性の観点などから、委員と報道関係者の資料は異なる場合があります。

「長安口ダム貯水池機能保全技術会議」

傍聴者への御願い

(趣 旨)

この要領は、長安口ダム貯水池機能保全技術会議（以下「委員会」という）の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

(傍 聴)

- 1) 委員会を傍聴しようとする者は、会場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入し、「傍聴」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 傍聴者席については、一定数確保しておりますが、傍聴希望者が多数の場合は、先着順により制限させていただきますのでご了承下さい。
- 3) 委員会の円滑な進行のため、傍聴者は会場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ① 委員会における言論への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。
 - ② 発言、私語、談論などをしないこと。
 - ③ 円滑な運営を図るため、写真撮影（カメラ付き携帯電話を含む）、録音、録画等は冒頭挨拶までの間とし、一般傍聴席より前列には立ち入らないこと。
 - ④ 委員会中、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに切り替えること。
 - ⑤ 前号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり議事の妨害となるような行為を行わないこと。
- 4) 委員長は、傍聴者が前項に掲げる事項を遵守しない時は、傍聴者を退場させることがあります。
- 5) 委員長が退場を指示した時は、速やかに退場して下さい。
- 6) 希少動植物の保護及び今後の工事契約手続きの公平性の観点などから委員と傍聴者の資料は異なる場合があります。
- 7) 以上のほか、傍聴者は事務局の指示に従って下さい。